

平成 17 年度第 3 回青森県公共事業再評価審議委員会 議事録

青森県企画政策部政策調整課

日 時 平成 17 年 7 月 3 日(日) 13:00～15:15

場 所 ラ・プラス青い森 2 階『カメラア』

出席者 青森県公共事業再評価審議委員会委員

委員長 小林 裕志 北里大学 教授

委員 足利 鉄雄 公募

委員 阿波田 禾積 青森公立大学 経営経済部 教授

委員 一條 敦子 公募

委員 岡田 秀二 岩手大学 農学部 教授

委員 武内 智行 独立行政法人 水産総合研究センター
水産工学研究所 企画連絡室長

委員 武山 泰 八戸工業大学 環境建設工学科 教授

委員 長谷川 明 八戸工業大学 環境建設工学科 教授

青森県

企画政策部 関部長、伊藤政策調整課長 ほか

県土整備部 葛西次長、小野整備企画課長、
藤本道路課長、八木橋河川砂防課長、
山崎港湾空港課長 ほか

内 容

1 開会

司会（伊藤政策調整課長）：お約束の時間よりもちょっと早いのですが、委員の皆様お揃いですので、ただ今から、本年度第 3 回目の青森県公共事業再評価審議委員会を開催いたします。

2 あいさつ

司会：開会にあたりまして、関企画政策部長よりご挨拶申し上げます。

関企画政策部長：委員の皆様には、日曜日の公私とも大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。

どうぞ本日もよろしく申し上げます。

《会議成立報告》

司会：本審議委員会の運営要領によりまして、委員の半数以上の出席を求めています。本日は 10 名中 8 名の委員にご出席いただいておりますので、本日の委員会は成立すると

いうことをご報告申し上げます。

3 議事

司会：それでは、以後の議事進行につきましては、委員長にお願いいたします。

小林委員長：皆様こんにちは。お集まりいただきましてありがとうございます。今日、お二人の委員が欠席ですが、予定された議題をこなしていきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

毎回のことですが、事務局から確認してくれとのことでございますので、委員会運営要領というものに基づきましてこの会議を公開とする。現時点では、一般傍聴の方がお見えになっていませんが、公開とすると。それから、審議の内容については、各委員のチェックを受けた後に縦覧にするということ。それから、終了後の報道機関への対応は委員長一任でお願いしたいということでございます。

では早速、中身に入らせていただきたいと思います。対応方針案の決定が遅れていたの、審議を保留しておりましたところの整理番号 28 番、治水ダム建設事業でございます。中村ダムの詳細審議を行うことが、本日のメインでございます。資料が出揃ったということでございますので、この資料をご説明いただき、それについての我々の委員会としての意見を決定したいのが本日のメインの議題でございます。

その後、予定されているのは、昨年度からの課題となっております道路整備事業、これにおける県独自のB/C分析について、県の新しい考え方が準備できたということなので、これをご説明していただくと。委員各位のご意見を伺うのが2つ目でございます。

そして3つ目、最後に次回7月30日、かねてお約束の八戸市河原木地区ですが、その準備状況をご報告いただいて、そしてまたいろいろご注文があればということで、いつもよりもちょっと早めに今日は終われるかなというふうな予定でおりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

それでは早速でございます。河川砂防課の方で、中村ダムについてご説明お願いいたします。

《治水ダム建設事業 / 中村ダムの県対応方針（案）の説明》

河川砂防課：河川砂防課河川開発グループの花田と申します。よろしくお願い致します。説明の方は評価調書に沿って説明します。

整理番号が28番でございます。再評価の実施要件としましては、平成15年の附帯意見がありましたので、それに基づいての再評価ということになっております。

事業概要としましては、治水ダム建設事業。事業主体は県でございます。事業名が、治水ダム建設事業。地区名が中村ダム。市町村名が鱒ヶ沢町、岩木町。事業方法としましては、国庫補助事業でございます。財源は、国と県が半分ずつということになっています。採択年度は昭和56年度、終了が平成34年度という予定になっております。

事業目的としましては、西津軽郡鱒ヶ沢町を流れています中村川の洪水調節、流水の正常な機能の維持です。洪水調節につきましては、ダム地点の計画高水流量 485m³/s のう

ち 300m³/s をカットして、中村川下流沿線住民の生命や財産を洪水被害から守るということが一つあります。もう一つ、流水の正常な機能の維持ということで、ダムから補給することによりまして、既得の農業用水の安定取水、および流水の維持を行って、河川が本来有している機能の目的と維持の増進を図るというのが事業目的でございます。

主な内容としましては、ここの表についていますが、平成 15 年度の再評価時から変わっております。ダム高は再評価時の 57.5m に対しまして、今回 58.5m、1 m 増となっております。同じく、堤頂長が 527m で 41m の増、堤体積が 49 万 4 千 m³ で 2 万 3 千 m³ の増となっております。総貯水容量は変わっておりません。湛水面積は 135ha で 8 ha の増となっております。この理由としましては、後ほど述べますが、地すべり調査の結果、対策工の数量が増加したということで、貯水容量を確保するために、ダム高が 1 m 高くなっております。その結果、このダム構造に関連しまして、堤頂長、堤体積、湛水面積、それぞれ増となっております。

事業費は前回の 367 億円に対して、今回 445 億 2300 万円で、約 78 億円あまり増となっております。

指標及び評価別項目、まず事業の進捗状況でございます。全体計画に対しての進捗が 2.4%、これは前回 2.9% ということでしたが、トータルの 367 億が 445 億余りと試算されていまして、これに対する割合としては下がっております。評価としては B で変わっておりません。この説明につきましては、次に書いていますが、このダムは、当初、東北農政局が着手し、青森県が治水参加したという経過がございます。農政局の方では平成 10 年度に廃止しております。治水の分として、県がこれまで調査を進めてきております。調査内容としましては、地質調査および環境調査等を主な業務としておりましたので、事業費ベースの進捗率は低い状況です。測量及び試験費だけが 26.6% という格好になっております。今年の予算でございますが、平成 17 年度につきましては、これまで地すべり調査を行っていますが、その結果次第では、ダム計画に変更があるかもしれないということと、予算規模が小さいということで、ゼロ予算になっております。

問題点解決見込みについてです。一番先に申しましたとおり、平成 15 年度に委員の方から附帯意見として、「現在実施中の地すべり調査及び自然環境調査の結果が明らかになり次第、再評価審議委員会に諮ってください」という意見をいただいております。平成 13 年度から 16 年度まで、地すべりにつきまして動態観測をしております。その結果、地すべりの動きは急激なものではございません。非常にゆっくりでございますが、川側への動きが、ずっと連続し累積しているような格好でございます。また、深層の部分でも、新たに地すべり面が確認されております。これらを考慮しました対策工を考えまして、これで安定計算を行った結果、所定の安全率を確保するということが可能でございました。ただ、この対策工に要します経費が大幅な増額となることが判明しております。また、自然環境調査、猛禽類の調査を行っていますが、我々としましては、専門のコンサルタントに委託して、13 年度から実施してまいりました。その結果、ダムサイトの下流右岸側、約 500m から 600m ほどありますが、そこにクマタカの営巣木を確認しております。平成 14 年、15 年と 2 か年続けて幼鳥の飛翔も確認してまいりました。

次にいきまして、社会情勢等の変化。全国、本県における評価は、全国評価につきましては、ダム建設に関しましては厳しいという論調がございます。県内、それから鱒ヶ沢地区ということにつきましては、特にありません。

ダムの必要性でございますが、中村川の沿川は、昭和33年に浸水家屋約300戸、農地冠水420haの洪水被害がありました。その後も、度々洪水被害があつて、最近でも平成2年には浸水被害が発生しております。中村川の現況の流下能力としましては、下流、海に近い所ですが、五能線、JRの鉄道橋がございまして、その付近で約310m³/sでございます。計画規模は、700m³/sに対して310m³/sですので、現状は約5年に1回程度ではないかという治水安全度となっております。この下流につきましては、30分の1の降雨が降った場合でございますが、約660世帯が浸水するとともに、国道、JRの不通などが予想されます。このために、治水対策を実施して、治水の安全度向上を目指す必要があるということは、我々としては考えているところでございます。また、中村川の維持用水につきましては、既得用水、河川環境等で勘案した結果、利水基準点で約0.9m³/sが必要という計算結果になっておりますが、この辺りにつきましては、10年のうち9年ほどは満足しないという状況でございます。河川環境の改善を図る必要があるということになっております。必要性からいきますと、aになります。適時性につきましても、5分の1ということで、早急にやる必要があるという結論で、これもaと。ただ、地元の推進体制につきましては、特にないものですので、b。トータルとしてBで、これは平成15年度と変わりません。

次に費用対効果の分析です。結論としましては、これも変わりません。ただ、再評価時に比べまして、ダムの建設費がかなり大きくなっております。したがって、前回、1.57に対して1.20ということで、0.37ほど下がっています。

次に、コスト縮減・代替案の検討状況につきまして、パネルに簡単な図を用意していただきましたので、それで説明させていただきます。鱒ヶ沢町がここにございます。これは位置図でございます。中村ダムを現在予定している所が、河口から約26kmほどの地点になります。集水面積、雨が降った時、ここに集まってくるわけですが、それが約68km²になります。ここの部分、大きくした部分がここでございます。こちらの方の図面になります。この図面は、上の方が下流になっております。ダムサイトがここ。この青で囲んだ部分が計画時の満水位と。30分の1の洪水、雨が降った場合にここまでは水が溜まるよという線でございます。それぞれ、このダムサイトには、約13ブロックの地すべりブロックがございまして、大きく分ければ4つくらいにはなりますが、それぞれ一つのブロックが100万m³とか200万m³とか、そういう移動土塊量になっております。それぞれ、先ほど変位の累積が見られていましたが、ここの1か所、2か所、3か所、4か所、5か所、ボーリング等、日々の観測を調べていまして、いずれも急激ではないのですが、川側に動く傾向があると。それがずっと累積しているということがあります。それに対して、対策をこのピンクで塗っています押え盛土で考えております。このピンクは、押える上の部位から見たものですから、その斜面が貯水地の中にずっと入り込むような格好になります。

コスト縮減につきましては、現在、まだこの中村ダムにつきましては、計画実施中、実

施調査の計画申というこで、コスト縮減は想定はできるのですが、現在、縮減の検討はしていないというこでbになります。

次に、代替案です。これも模式的に書いて、非常に分かり難いかと思いますが、ここに、河道改修案、河道改修+ダム案、河道改修+放水路案、河道改修+遊水地案の4つというこでございませ。

河道改修案というのは、現在、この主に下流側になります、大体川幅が43mほどございませ。これを700m³/sと、30分の1の対応にするということになりますと、約2倍弱の76mほどの川幅が必要になるというこで、家屋の移転等についてもかなりかかるものと想定されませ。2番目の河道改修+ダム案ということですが、これが前回までのダム案ということ。ダムと河道改修を行って、30分の1の洪水に対応するというこでございませ。もう一つ、河道改修+遊水地案というものは、途中で遊水地を設けまして、こで溢れてきたものを一時的に水を貯留すると。下流は計画分の450m³/sを流していくというこでございませ。もう一つ、4つ目としましては、700m³/sで流れてきたものを途中でバイパスというこで、放水路を設けまして、直接海に流すと。ここに、下流側にはりついている人家、財産というものを守るというこでの4つで検討してありませ。この結果、一番、これまでダム案というものが一番安かったんですが、このダムの上流に係る地すべりの対策が非常に高いというこでございませ。したがって、これが一番前回安かったんですが、現在のところは遊水地案が妥当ではないのかという結果になってありませ。コスト縮減と代替案がいずれも評価がbとなりますので、トータルとしてはcとなっております。

5番が、評価にあたって留意すべき点ということ。住民ニーズの把握方法は特にありません。環境影響への配慮について、その内容としましては、平成15年度まで調査を行っていますが、猛禽類について周辺に営巣木、営巣林を確認して、幼鳥の飛翔も確認しているのがまず一つありませ。ダム予定周辺は、白神山地に隣接するような格好の山地でございませ。これによると、猛禽類等の生息、生育はほぼ確実であると見込まれてありませ。わが方で、前に出していました「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」の主旨を尊重して、これについては、結論は少し先になります、ダムを進める場合はそういう対応策を検討する必要があると考えてありませ。

住民ニーズについても、同様でございませ。評価としましてはBで、これは変わってありません。

最終的な対応方針でございませ。総合評価は中止でございませ。その理由としましては、平成15年7月に河川砂防課の方で作成しました見直し基本方針というものがございまして、いろいろダム建設を進める際には、治水や利水の必要性、緊急性、経済性等について検討すると。そして、その結果、妥当な結果が出た場合は、事業を進めるということ。現在、中村ダムの検討結果では、経済性が著しく劣るということから、総合的に判断しまして、中止の方向で考えているというこでございませ。説明は以上でございませ。

《治水ダム建設事業 / 中村ダムに係る詳細審議》

小林委員長：どうもありがとうございました。各委員ご記憶だと思いますが、「青森県ダム建設の見直し基本方針」というものが、平成15年7月27日、河川砂防課から出されています。それをちょっと見ていただきたいのです。要するに、青森県におかれては、今後ダム建設に取り組む場合は、この「2. 新たな視点による検討項目」にあるように、検討を重ねますということをお約束されました。それを今、担当がお話しされたわけです。1番、治水の必要性、緊急性、これはあると。前にマスコミ報道で、冠水したりいろいろ被害があったという報道もありますし、それは必要であるということ。問題は2番です。治水の経済性。この件に関してどうも山が地すべりの恐れがあるということで、ずっと地すべり調査をしてきたと。その結果、間違いなく微動ではありますが、連続的に地すべりがあるし、専門家の判断によると今後もその地すべりが継続する恐れがあると。そうすると、ダムサイトとしては非常に危険になるので、それを押えるために専門用語で押え盛土と申しますが、押え盛土をしなければならぬと。そうすると、とてもじゃないけども、膨大なお金が掛かってくるということで、この前に出した基本方針の2番に抵触してくるか、問題になってくるというお話でございます。

一応、今のパネルにありましたように、ダムも含めて4つくらい代替案を検討した結果、今の河道を改修しかつ遊水地を作るということで、1番の治水の必要性が賄えるのではないかと代替案の方が有利になってきたという判断です。利水問題は、農水サイドが降りてしまったので、これ以上、あの辺の農業のかんがい用水の必要性が著しく増大することは、社会情勢の変化がない限り、3番、4番は該当しないと。あとは5番でございます。これも非常に重要な視点でございます。県では、一早く「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を作って、環境問題に深く関心を持つという視点からみて、コンサルタントに頼んで現地を調査した結果、猛禽類が2年にわたって発見されているので、これもかなり問題点となってくるだろうということで、2番あるいは5番の問題あたりから考えて、総合判定しますと。この度は、特にコスト縮減・代替案検討状況をCというふうに判定を落としてきました。本委員会の規定によって、C判定が1個でも出ると中止ということになりますので、そのルールにのっとなってこの巨大事業は、これは多分400億円だったと思いますが、中止というふうに、県ではご提案、ご審議お願いしたいということです。

どうぞ、詳細審議でございますので。各委員のご発言をお願いします。どうぞ、長谷川委員。

長谷川委員：代替案としてこの案を含めた4つの案ということかと思いますが、具体的に経費でみるとどういうふうに違っているのかご説明いただければと思います。

小林委員長：金額でどうぞということです。概算は出してあるんでしょう。

河川砂防課：あくまでも治水の比較でございますが、概算で1番の河道改修の時が269億円くらい。ダムの分が255億円、遊水地案が227億円、放水路案が317億円程度ということでございます。ただ、あくまでも治水の比較ということになります。

長谷川委員：目的として当初あった2つの目的、つまり治水とかんがいということのうち、

かんがいの目的ということは、これは必要としないと判断していると理解してよろしいのでしょうか。

河川砂防課：かんがいは、東北農政局の方で撤退したわけですが、ダムのもう一つの役目として、河川の正常な機能の維持ということがあります。要は不特定流量を補給するという考えでございますので、その治水の分に不特定及び堆砂容量を含めてダム高を計算しますと、一番最初の数量になりまして、トータルが 445 億円ほどになるものと計算されております。

長谷川委員：そうすると、この建設の目的、今回のこの事業の目的というのは、まず治水が第一、そしてその次に維持流量を確保するということが目的としてあるんですよ、というお話ですか。そうしますと、この 4 つの案の中で、例えば、維持流量を確保するという時に、河道改修するだけで維持流量が改善できるということは少し疑問に思うのですが、その点について如何でしょうか。

河川砂防課：先ほど言いましたが、あくまでもダムの機能のうちの治水分で比較しております。つまり、河道改修には補給する能力はございません。したがって、ダムのうちの治水に係る部分に関してほかの 3 つを比較したという格好でございます。

長谷川委員：ご質問させていただいているのは、要はこの事業が対応として中止だというふうなことは、治水を止めるというふうに勘違いされた形で伝わるのが一番危惧されることではないかと思うのです。この事業、ダムのやり方としては、事業を中止する、その代替としての実施はあるのかというふうなことは、どういうふうにお考えなんでしょうか。

河川砂防課：先生がおっしゃるのは、当初、ここのダム、農政局が止めて以来、いわゆる治水オンリーとなったわけですが、その中で治水は洪水調節と、おっしゃるとおり不特定補給用水の目的と 2 つ持っております。それを今比較する場合には、不特定補給用水をまず外して、洪水調節だけで、当然河道拡幅とそれから遊水地と河道、河道と放水路、この比較で今説明したわけですが、工事費の比較が一番安いのは、洪水調節だと、一番安いのは遊水地と河道の改修一部をやるというものを足したのが一番安いですよということで、ダムが地すべりによって経済比較上中止せざるを得ないということです。

おっしゃっているのは、もともとあった治水ダムの不特定分ですが、これについて検討してあるわけです。実は、ここの不特定補給の目的が、河川の不特定目的で 10 項目ほどチェック要件がございます。特にここの場合は、魚と景観で決まるのですが、対象の魚を主体に決めていました。アユ、サケ、サクラマス、そういうふうな魚をあげる、遡上するために一番理想的な水深を持って不特定用水を補給するということです。

まずダムを中止した場合に、逆に不特定補給用水がどうなるんだという話ですが、今現在、過去 10 か年の平均濁水流量が、 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ くらいございまして、わが方で当初計画したものは、 $0.9\text{m}^3/\text{s}$ くらい下流の方で補給します。その差が $0.4\text{m}^3/\text{s}$ くらいですが、 $0.5\text{m}^3/\text{s}$ くらいありますと、今現在の状況がその状況ですが、特に内水面上支障を来たしてないということで、理想はダムから不特定補給して、よりよい水を流してやればいんでしょうが、今現在の流量であっても、何とか対応できるということで考えていました。

長谷川委員：遊水地があればこそということでしょうか。つまり、河川だけではなく、遊

水地機能があるからこそ、そういうふうな変動をするにしても、一定の流量確保ができませんよということでしょうか。

河川砂防課：それとはまた異なりまして、遊水地というのは、洪水調節だけの遊水地です。ただ、不特定としても、今流れている川が、当初わが方で目的とした理想系の魚の遡上に支障がないと。今現在支障がないかということで、ダムを中止しても、現状は変わらないということで、そういう評価で不特定を降ろしていました。

地元とお話しして、最も地元が関心あるのは、何よりも人命・財産の防御なんです。これは、説明に前々から、委員会にかかる前とか、いろんな事前のお話、経過なども話していますが、その中で、町の方からは、ダムは中止してもしょうがないだろうと。ただ、下の河道の改修をわが方で考えている遊水地などの河道改修があります。これは何とか時間が掛かっても良いから何とかやって欲しいと。ただ、当座は河口部の河道は若干広げて、今のダムの計画時点の幅まで広げるということで説明して、将来その河道を拡幅した後に、その後の工事状況、出水状況などを考えまして、将来は必要に応じて遊水地を整備していくというふうな話して、説明して地元から了解は得ております。

小林委員長：ただ今のやり取りは、この調書の3 / 3ページの所の県の対応方針で中止という所に黒丸がついて、その理由が書いてあって、その理由の下に備考の欄に書いてありますね。ダムは止めると。しかし、中村川の治水対策の必然性は高いと。今後、地元鱒ヶ沢町と協議しながら、人家が密集している下流部分の河道改修を優先して進めるという新しい事業をおこす予定であるということでございますので、長谷川委員がご心配のように、ダムを中止して全て治水も撤退ということにはならないというふうに、この調書では出ていると思います。

ほかにどうぞ。足利委員、どうぞ。

足利委員：ダム計画というものを一応中止と。代替の方法として河道改修+遊水地に傾いているようであります。この案の優れている点は、効果の発現が非常に早いことではないかと思われま。工事の説明では割安のようですから、B / Cというものも高いのかなと思います。もう一つ、環境に対する負荷が非常に少ないという点だろうと思っております。今、長谷川委員も心配しておられますが、これで治水効果があつて、地域住民の安全なり財産の保全が図られれば、そういう確証といたしますが、説明がなされれば良いのかと思いたしますが。そこで、問題は洪水防止機能の面でどの程度の機能が確保されるのか。この辺をやはり地域住民なりに分かり易い説明が必要かなと思います。

そこで私が質問したいことは、この河道改修+遊水地案というのはかなり工期が早いように思いますが、全体的な予算等の関係もありますでしょうか、ダムは膨大な事業であり相当工期は掛かるはずですが、その辺に比べれば非常に早く効果が出るような気がしますが、そのへんのご説明をお願いします。

河川砂防課：遊水地につきましては、具体的にいつ発注して、いつ進めて、いつ頃完成ということまでは、まだ検討しておりません。ただ、なるべく早く、まず下流の改修を行うと同時に、遊水地の分についても当然地権者さんの意向もあるので、そのへんを話ししながらやっていきたいと思いたします。ただ、具体的に、例えば平成何年度からということとは、

まだ予算の関係もありまして、今のところは言えません。

小林委員長：ほかに如何ですか。こういう事実データに基づいて中止をしますということは、受益者というか、地元住民に対する説明などは、現在どういう状況になっていますか。
河川砂防課：先ほどの地元の方に説明、町の方に説明したという話しをしました。その中で、私共は町と会合をもって、協議の会合を持ちまして、担当の者から首長さんまで入ってやったわけです。その中で、町の防災担当の方から要望が出まして、まず川の今後のダムに変わる治水対策の順序なんですけど、まず一番下にJR橋とか国道橋がありますが、その付近から、河口から上の方、そのへんが1番人家も密集してあります。この部分をまず河道改修して、先ほど申し上げたのが、その河道をまずやってから、それにどのくらいの年数が掛かるかという質問がありましたが、これは予算のつき具合もあるし、これは補助事業でやっていくことにしておりますので、そのへんがあります。ただ、お金としては、全体的には変わらないということで、できるだけ早く我々も整備していくつもりではあります。その中で、実は町の方から、去年来、新潟の方で水害、地震災害、いっぱいあったわけです。それに鑑みて、町の防災計画の見直しを実施するという事になっていまして、それを各地区ごとに町の方でやっていくと。特に、今のダムの洪水防御にあたる地区の所も、そういう町の防災計画を作るにあたって、町の町民の方々から意見を聞きながら、その防災計画を作っていくと。その中にこの洪水防御、これも一緒に入れて、いわゆる津波とか、海辺ですのでいろんな防災要素としては町であるわけですが、それも一緒に洪水調節の機能も一緒に入れて、町の住民と協議しながら、どういうふうに県に要望していくかということも話し合いたいということで、ちょっと1、2年待ってくれということで、むしろ町の方から我々の進め方について、後から要望を出してくるみたいな形に今はなっています。だから、その時に県でも説明に行きますよという話になっております。

小林委員長：そうすると、地元の防災見直しの新しい計画が出た段階で、具体的な工事の問題とか、用地買収の問題というものは、そこから始まるということで、県としてはそれを待っていますという段階ですね。

河川砂防課：私共の方も、なかなか今、用地買収、当然家屋移転とか、かなり家屋が密集している地帯ですので、やはり地元の賛成を得ながらやっていかないと、すぐ事業ということにはなかなかいかないとということで、そういう進め方が我々にとってもベターだということになっています。

小林委員長：今後の代替に対する対応は、以上のようなことであるそうです。そのほか、別の問題でも結構です。足利委員、どうぞ。

足利委員：聞き漏らしたのかもかもしれませんが、遊水地の規模と位置の関係です。この環境調査の猛禽類の生息域に入らないと思いますが、この辺との安全距離、どの程度みているのか。

小林委員長：遊水地について、もう少し何かご説明ありますか、全く今は白紙ですか。

河川砂防課：今、下流側に大体規模として60ha規模になるのではないかと予想しています。ただ、山の中に作るのではなく、下流、人家の集中している最下流部よりもちょっと上という具合になります。

小林委員長：用地買収の対象地はほとんど田畑なんでしょう。

河川砂防課：そうです。

小林委員長：ですから、足利委員ご心配のように、猛禽類とか、そういう自然の山、野生の動物、植物がいるような山の開発ではなく、田畑の所を遊水地として使うというふうなことのようでございます。

ほかに如何でしょうか。どうぞ、一條委員。

一條委員：この調書は公表になるんですね。

小林委員長：なりますよ。

一條委員：実はこの調書を拝見してとても気になった所で、先ほど、長谷川委員の質問に対するお答えの中で分かったのですが、この調書だけを見ていると、住民ニーズが特にないということになっていますよね。そうすると、目的の中には住民の生命や財産をこちらは守ってあげたいと思ってこういうことをしているんだけれども、かんがい事業も撤退して、かんがいも必要ないという状況が見えてきて、住民も特に必要がないと思っているというふうに私には受け取られて、何のためにダムを作ろうとしたのかな、と凄く疑問だったのです。でも、本当はそうではなくて、住民はダムはいらないけども、自分達の生活を守って欲しいという要望があったんだということは、この調書のどこかに残しておかないと、私のように誤解して、別に住民も必要じゃないというようなものを作りますということに計画をしていましたと受け取られはしないかという。

小林委員長：今の話しは調書の3 / 3 ページです。3 / 3 ページの(5)番で、特に考慮すべき点、特になしと。これは、今、一條委員が言っているような内容ではなく、県の把握方法が特になしなんです。県はこういうことをやっていないということ自分達で言っているだけです。ですよね、住民のニーズがあるかないかということは、特に調べていませんということですね。

河川砂防課：そうです。

小林委員長：ちゃんとしてくださいね。今、一條委員は、実に素直な一般県民の読後感を申し上げてあるので、住民は必要性がないなんてどなたもおっしゃっていないわけで、訴えているわけですから。あなたの方が、担当課の方が、そういう把握を特にしていませんという表現でしょう、これは。私は委員長として、そういうふうに理解していましたから。それでよろしいんでしょう。

河川砂防課：そうです。ただ、これは言い訳ではないのですが、ちょっと言わせていただければ。この事業の実施手法が、一つのマニュアルみたいな形で進められていきます。例えば、ここの川に過去何年、昭和何年、洪水があって被害が起きたと。その場合、県が国に対してその事業の必要性を要望して、過去にあったわけです。要望していった事業化して進めていくと。ところが、実は河川法が改正されまして、今、現在は、こういうダムでも何でもそうですが、川の事業を実施するためには、整備基本方針と整備計画を作らなければならなくて、その中で住民から意見を聞くことになっています。そういう意味で、現在は、このダムは昭和 56 年当時から進められているということで、その時代の差と申しますか、これを少し言いたいのがありますが。今、現在は、住民からのニーズは直接聞き

ながらやる。実施そのものもそうですが、行っていくような手法に変わっています。ただ、ここで調書に対しては、住民ニーズの把握方法、この把握が、今言ったような説明で、実は住民の代わりに役場あたりからの要望で、それを代表して、住民の代表意見として我々は捉えて、過去に国に対して要望していったというふうな経緯がございます。だから、全くないというよりも、確かにいろいろな意見を聴く会とか、そういうものを設けるのは、現在は行っていますが、過去には無かったということでご理解いただきたいと思います。小林委員長：一條委員が理解してもしょうがないじゃないですか、ホームページに載るんですから。その時に、そういうふうに住民のニーズがないのに勝手に県は進めたのかと読まれたらどうするんですか、というご心配をされているわけです。役所の言い訳を聞いてもしょうがないでしょう。そういうことを言っているのではないですよ。住民ニーズの把握状況は、こういうダムに関してはそういう必要性が無かったといえばそれで役所の答弁は終わりでしょうが、そういうことでは住民一体となって今後進めていくという新しい地域振興のあり方にとっては、誤解を招くのではないのでしょうか、というご指摘をされているんです。だから、一條委員のそういう誤解されないような文言を担当課としては検討され、やはり県民に変な認識がされないように、県民のご理解をいただくような表現にされたら如何なんですかとおっしゃっているんですが、文言については今後検討します、ということでもいいんじゃないですか。

河川砂防課：はい、失礼しました。

小林委員長：他にありますか。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：今は、中村川について、新しい河川計画があって、住民懇談会も開いているんですか。

河川砂防課：まだでございます。これから、先ほどうちの八木橋の方から言いましたとおり、住民の防災計画の見直しということ捉えまして、それで進めていく予定となっております。

小林委員長：そうですね。今、課長がおっしゃっているように、新しいやり方で民意をもっともっと反映して、地元の町、それから県が一体化してという機会を今後何度も作ってやるということですね。

ですから、多分これは明日のトップニュースになると思うのですが、それを見た地元の方々が、さっき長谷川委員が懸念されたようなことで、何んだ、じゃ、うちは要らないのかなと思われたら、そうではないんですよ、というところを伝えるために、何かコメントしてはどうでしょう。今後の代替案の進展に関しては、地元のニーズを十分に把握しながらやった方がよろしいのではないですかという話しです。今後の話しですよ。

今までの審議を踏まえまして、私達としては中止というふうなことで認めてよろしいですか。今のやり取りを聞きながら、今までも幾つか附帯意見をつけましょうということをお願いしたので、ただ今そういうふうなことで、長谷川委員なり一條委員なりのご懸念の点を附帯意見のような形でこの件に関しても入れましょうか。どうしましょう。どうぞ。

長谷川委員：対応方針3 / 3のページの3のところ、備考の所に、「県は・・・必要性が高いと判断しており、今後地元鰯ヶ沢町の人と協議をしながら・・・」というふうなこと

が書かれてありますが、先ほどもありましたが、県はどうしてこれを必要性が高いと考えているかという、治水の安全上、5分の1という状況は、そこで暮らしている人達に対して、県民の安全という確保の観点から、必要性が高いと判断されたわけですね。

それは、そもそも住民がこうやってまた避難をしなければならないような暮らしに追い込まれるとか、そういうふうなことを解決しようという、そういう視点があるからです。ですから、住民ニーズの把握状況というところの欄について、やはり過去のそういうふうなスタートの時の、先ほど計画時のご意見の云々というのではないのかもしれませんが、現在も先ほど県の方は、鯉ヶ沢町とあるいは地区の方々との協議を進めていくと、それは結局は住民ニーズを把握しようとしていることなのですから、それをしっかりとここに記載された上で、こういうふうな次の治水対策を進めます、というふうにお進めいただければ幸いです。

小林委員長：ほかの委員、如何ですか。武山委員、どうぞ。

武山委員：先ほどの説明の中ですと、町の方で防災計画を今立てつつあってとの話しはあったんですが、これは、全体の計画となるとかなり調査とか、非常に費用も掛かりますし、町の方で先走って防災計画を立てても、それが果たして県の方の考え方、あるいはダムを取り止めるとすれば、治水に対しても新しい取組みたいなものをやっていかないとはいけないということを考えると、町の出方を待ってというのは、何か後手に回ってしまうのではないかということ。

あと、これはトップニュースになるかと思いますが、その時に、何となく住民が見捨てられたというような印象を与えてしまうのは非常にまずいのかなと。

小林委員長：じゃ、何か、その辺の今のようなニュアンスの附帯意見を付けますか。どうぞ、岡田委員。

岡田委員：この調書を見ていて気になるのは、治水だとかの言葉は出てくるんですが、あるいは5分の1、30分の1が出てきますね。これの根拠になる数字、どれくらい具体的に雨が降って、あるいは一日の雨量なのか、例えば2日、3日間の連続雨量なのか。これくらい降るとこれくらい出るんだとか。そうすると、例えば、この地点ではこれくらいの洪水危険性が出るとか。何も具体的な数字がないんです。それでいて、やはり必要性が高いと判断していますと言われても、また、県が勝手に作りたくて、あるいはせざるを得ないからやっているんだという、先ほどいろいろご意見が出ましたけども、何かそれとあまり変わらない質のものになっていきそうだなという感じが強くいたします。そういう意味では、やはりこの河川流域には、例えば30分の1できちんと安全度を確保しようと思えば、過去30年間、あるいは60年間、90年間、こういう雨量のこういう時にはこういう形で出てきているんだと。これをやはりきちんと、安全度として確保するんだとか。何か数字が欲しいと、私は思います、必要性を言うのであれば。ただ、必要性が高いと言っても、住民はかえって不安になるような気がします。数字は出ているんですか。

河川砂防課：検討している段階では、委員の求めている数字かどうか分かりませんが、所々数字は出しております。

岡田委員：雨量調査地点、何点くらいの所で、あるいは流域128haと言っていました、

この中に観測点があるんですか。

河川砂防課：まず一番先に気象台の雨量観測所、それから県の雨量観測所、そのデータを全部出しまして、それで平均雨量を出して、確かここは、すぐ数字は出てきませんが、計画雨量を出しまして、それで流出計算をして、ダムであればダム地点で $300\text{m}^3/\text{s}$ カットした場合に、河口の方で $450\text{m}^3/\text{s}$ 対応で安全に流せるということで出しています。

岡田委員：きちんと数字が出ましたら、ひょっとすると住民は5分の1で良いと言わないかもしれませんよね。このあたりも、私は重要だと思うのです。そういう意味で、ただ単に必要性が、県がありますよと言って、だから心配しないでくださいと。それでは住民は納得しないと思います。

河川砂防課：まず、30分の1という目標とするべき安全度がありまして、これは、その川の流域とか、それから住んでいる人の人口、工業製品の出荷額とか、そういういろいろな項目を全国一律でなっているマニュアルがありまして、それでやっていきますと、中村川については、最低ランクの30分の1を目標とするのが妥当だということになります。それに対して、現状が約30分の1というのが、約30年に1回くらいあるという想定ですので、それに対して現在のところ、計算していきますと、川の断面が5年に1回相当という格好ですので、我々としては、5分の1では良いとは思っていませんで、なるべく安全度は上げていきたいと考えています。

岡田委員：中止をするというのは、逆に大変難しいことだと思います。例えば、過去に30年間なら30年間の洪水の、地域における洪水の実態をきちんともう一回図面でおとしして、住民に理解をいただくとか。何か、住民に本当に安心な治水対策なんですよということがないと、私は逆に何かかえってずさんな感じを与え兼ねないということを強く感じております。

河川砂防課：補足します。実は青森県の川は、殆どが10年分の、概ね10年に1回の洪水に対応するように、できるだけ改修を進めていくということで、レベルアップして改修してきています。特に、今話した30分の1というのは、小都市部の部分のダムなどの洪水調節機能を持った施設を設ける場合に、その程度の安全度まで上げて改修するというのが一般的になって、我が県でもそう考えてやっています。ですから、先ほど私が説明したものに下流部を先に河川改修しますよと言ったのは、10年分の1までの幅で、一応まず先に河道を改修します。現在の流下能力というのは、5年分の1回の洪水しか対応できない河道になっています。だから、10年分まで上げると。その状況で、まずこれもかなり年数をかけてやっていきますが、その中で、また雨の降り方とか、そういうものも過去のデータに加えて整理し、遊水地をどの程度の早さで整備していくかという検討をしていくと。住民と話し合いながらやっていくと考えております。その場合にも今、先生が心配されましたどの程度まで町が浸るんだとか、これは大きい川などは既に氾濫的なものでいろいろ解析していますが、それをできるだけわが方でも、住民の説明会の時に、今現在は5年に1回くらいで何とか川で流せるけども、我々が考えている10年分の1に川を広げないと、このくらいの家が沈みますよ、というふうな説明は必要になってきますので、それは整備せざるを得ないと思っていました。

小林委員長：そういうことですね。今、最後におっしゃったように、いわゆる住民に対する説明を非常に分かり易く、かつ誤解の受けにくいような形でやっていかなければならない。

ということで、委員長提案を申し上げますが、県の対応方針どおり、本委員会としての結論も中止というふうな結論にするけども、附帯意見をつけましょうというご提案を申し上げますが、如何でしょうか。その案文については、また私の方で考えて、また各委員にチェックしていただきます。どうも長時間ありがとうございました。

それでは、1番の懸案問題、事業の規模といい年数といい、一番大きかったのですが、中村ダムが県の方が種々検討の結果、中止もやむを得ないということで、本委員会としてもそれを認めたと。附帯意見付きということで、この件は結審したいと思います。

休憩させてください。それでは、再開を2時20分ということにしたいと思います。

【休憩】

《道路整備事業における県独自の費用便益分析》

小林委員長：本日二つ目の案件でございますが、道路課の問題です。各委員ご記憶のとおり、前年度の附帯意見で、道路整備事業につきまして附帯意見を付けました。それが、資料7のアというところで、しかしというところ以降ですね、青森県独特の問題ということがあるので県独自のB/C算定の工夫が望まれるという課題を残しておきましたけれど、これについて担当課の方で分析の方針がまとまったのでお諮りしたいということでございます。それではどうぞ。

道路課：それでは道路課からご説明させていただきます。配付資料の7をご覧いただきたいと思いますが、最初に数値の訂正をお願いいたします。

3ページ目を開いていただいて、「(2)平成17年度見直案による計算」の表がありますが、碓ヶ関大鰐(停)線の項目で、「通行危険解消」の620と「異常気象通行可」の736という数値に横線を引いて下さい。そして「合計」の欄の3,562を2,206に、「B/C」の2.02を1.25に訂正してください。それからむつ尻屋崎線も同様に「通行危険解消」の977と「異常気象通行可」の1,160を消して、「合計」の9,063を6,926に、「B/C」の2.20を1.68に訂正してください。それから、むつ恐山公園大畑線も「異常気象通行可」の407を消して、「合計」の欄の2,094を1,687に、「B/C」の2.51を2.02に訂正をお願いいたします。

そして1ページに戻っていただきまして、1ページ目の1の附帯意見の概要についてですが、先ほども話がありましたが、記載されたとおりですので、1回目の委員会でも説明してございますので、ここのところは省略させていただきます。

それから、2の費用便益分析における県独自の項目について。これはいろいろ検討させていただきました。資料が非常に多くなりましたので、要点をこの表のように整理をさせていただきました。表についてですが、左側の方に「平成16年度検討案」といたしまして、項目、算出方法、それから問題点を記載してあります。そして右側の方に、「平成17年度見直し案」として評価手法の概要、精度の向上、評価手法の変更の概要、そして受益

者、算出方法のなどの項目について整理をさせていただいております。

表に従って説明をさせていただきます。まず項目の欄ですが、1点目の「冬期便益」ですが、冬期間の走行状況の向上による効果となっておりますけれども、これは平成16年度検討案の項目名でございます。従って、以下の項目についても同様になります。

次に、平成16年度検討案の算出方法の要点ですけれども、未整備道路は冬期90日間において夏期走行速度よりも冬期走行速度が10キロメートル低下するというので、冬期の走行時間短縮による効果を計上していました。問題点として、夏期及び冬期の速度差による評価は問題がないということでしたけれども、道路の未整備区間のみ冬期間の速度低下を考慮しているということで、整備後の速度の低下も考えられるじゃないですかというご指摘がありましたことから検討したところ、やはりさらに現地の調査をしまして、そのデータの蓄積をして精度の向上を上げる必要があると判断をいたしました。

従って、今回平成17年度の見直し案としては、評価手法としては精度の向上を図るということにいたしました。

小林委員長：ちょっとすいません。お話中申し訳ないんですけど、今のお話ね、次の2ページの実際の絵を使って説明をしてくれるとすごく分かるんですけど。

道路課：絵の方で説明しますか。

小林委員長：絵でいいですよ。絵の色を塗っているポイントのところ、こういう点がこうですよということを言えば、各委員は中味を把握しやすいと思います。

道路課：そうすると、2ページの冬期便益の図の1のところですね。当初というのは、この図を見ていただきますと赤の線の整備区間、要するにバイパスの部分というのは夏期は時速60キロです、整備後、冬期においても60キロですという形で考えています。未整備の方については、夏期は30キロですけど、冬期は20キロですよというふうに当時は考えました。しかし、バイパスの方においても速度が落ちるのではないですか、夏と冬で違うんじゃないですかということがございましたので、これはまだ今年の冬に調査する部分が残っておりますから仮定ですが、夏場は60キロで走る、冬場になると雪の影響を受けて若干やはり下がるのではないかと想定して、3キロ。そして現道については夏場は30キロですが、冬場は17キロ。そうすると、ここで13キロの差が出てくるわけですが、計算の仕方が、今まで夏場でずっと計算をしていますので、冬場の速度差90日分の10キロ差を上乗せした計算をしますよということですね。

それから、2番目の観光振興については、左側の方が当初の考え方で、下北の場合、全域を、これは新幹線の影響があって観光客が多くなっているということでございましたが、下北全域を対象にして増加数を出して、整備区間はその内の25%が利用するという考え方をしています。その部分は配分率を25%というところにいろいろ不確定な要素があるということで、17年度の見直しは、右の方になりますが、要するに赤い部分を明らかに通る観光客の増加数を把握し、それを自動車換算してその便益を計上することにしましょうと考えております。ここは、例えば、観光施設が丸の部分であった場合に、1経路でもって入ってきた場合にはそのまま使えるのですが、2経路以上、複数経路あった場合にはそれぞれの路線の交通センサスの交通量でもって按分して算出するという考え方をと

りますよというこれは表示です。

それから、3の地域振興については、当初いろいろな公共施設を利用する人達を対象にして振興効果というのを見たり、それからそれを利用した人たちが便益を享受するということを評価しまして便益として計上していましたが、その辺もやはりなかなか数値の捉える部分が非常に根拠が不足しているということがあって、今度は明らかにこれを利用する沿線の世帯数の人たちを対象にした考え方にする。これでいきますと、例えば、左側に文化ホールがあります。その真ん中に整備区間が赤でありますけれど、右の方の破線の区域が例えば1時間で今まで行っていたとします。それが整備されることによって右の実線の沿道の世帯数の方に効果が上がっていくというときに、この世帯数を対象にして算出するという事です。

それから、地域医療の場合も同じような考え方をしておりましたが、これも同様に、救急病院、あるいは消防署・警察等にアクセスする価値を評価したいということで、例えば左の方に救急病院、真ん中が整備区間ですが、右の方に沿道世帯があれば、この場合は30分という、先ほどは1時間ですが、今度の場合は30分で救急病院へアクセスできる場合を評価するという事で、考え方は同じように世帯数を使ってやりますよということになります。

それから5番目は、防災災害時における効果ということで、前は事業費に道路の耐用年数を40年としていましたけれど、それにいろいろ潜在的な効果というのがあるというのは分かるわけですが、いつどういうふうには発生するかということが予測できないということで、事業費そのものに還元率を掛けて出していました。それは全て事業費を使いますので評価が非常に大きくなるということで、問題があるのではないかと、これもご指摘をいただいたのですが、それではその防災に関わる分だけを抜き出せばという考え方もあって、いろいろ行いましたが、なかなか仕分けが難しいということで、今回は、例えば整備区間の中に通行危険箇所の解消が必要なところ、あるいは異常気象時に通行不能区間の解消が必要なところ、あるいは大型車すれ違いが困難な区間の解消を必要とする区間があって、それが整備によって解消された場合にそれらを実評価するというふうに変える。これは通過する交通量が、1日1往復するという事で、その交通量は往復交通量となっているものですから交通量の2分の1を世帯数とみなすということでそれを掛けて便益を算出したいというふうにご検討をお願いします。

それから次の3ページの左側のところについては、平成16年度に提案によって計算したのが上の表になります。それから先ほど一部訂正しましたが、17年度の今の考え方によって整理した表が下になります。B/Cのラインを見ますと、いずれも17年度の見直し案の方が低くなってございます。一番率が少ないので、五林平藤崎線が大体14%ぐらい、それから関根蒲野沢線が非常に大きいのですが70%ぐらい減っております。これは交通量とこの防災便益の関係の通行危険箇所、あるいは異常気象による大型車のすれ違いの項目、この便益が影響しているようです。

それから、適用事業ですが、県単独道路事業に適用したいと考えております。それから適用の時期は平成19年度の公共事業の再評価から開始したい。これは今年度速度調査な

どをしまして、冬期に行うものですから、3月までかかるとなると18年度は間に合わないということで、19年度からにしたいと今考えてございます。

最後になりましたけれども、今の分析検討にあたって、長谷川先生始め武山先生、それから阿波田先生にいろいろご指導、ご意見をいただきました。それで整理をしましたけれども、まだ完全にできたというふうにはなっていないので、いろいろ今後実施を重ねながら不都合がある箇所については訂正をしていきたい。実施しながらそれを訂正していきたいと考えてございます。そういうことでいろいろ指導をいただいた先生方にはまたこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。

小林委員長：ありがとうございました。ご専門の阿波田先生、長谷川先生、武山先生、ご協力ありがとうございました。

本委員会での課題ということに対して一生懸命検討をされて、こんなふうに見直ししてみましたということです。昨年度行った地区を17年度の今ご説明いただいた考え方でもう一回計算し直してみると、例えば関根地区というところは既に終わったのですが、去年B/Cが4.16だったのがこの度の新しい試みの算定方法ですと1.23と、何と7割ぐらい減になってしまう。これはかなり大きな話になってきますので、委員長としましてはこういうふうに地域の、青森県独自の、という一つの考え方の導入というのは非常に先駆的で、他の特殊地域と言いますか、例えば北海道とか沖縄とか隣の岩手県とか、特に豪雪・寒冷積雪帯の地方自治体はどうしているのかなというのも気にはなるところです。

それで、今年度終わる頃までに何か新しい県独自のB/Cの要綱か要領、そんなものをこちらに提示してもらえとか、そういうご予定はあるのですか。

道路課：今ここでご説明申し上げましたけれども、今日これから何かご意見があれば、それらも踏まえ実施要綱にまとめて今後は対応していきたいと考えています。

小林委員長：そうすると、もしそれが本委員会で認められることになれば、阿波田先生、こういう独自の事例は全国的に非常に珍しいことになるのかしら。

阿波田委員：マニュアルとして評価に関する指針というのがありましたね。

小林委員長：ガイドライン、ありましたよね。

道路課：この指針には計算式とか、いろいろなのが書いてあるので、これらをマニュアルとか実施要領とかに整理して、それを中心にして計算するようにしていきたいと考えております。

阿波田委員：独自にやられるのは非常に増えていると思うのですが、批判もあるわけです。いろんな怪しげな計算がいっぱいあって。例えば、もう直されたと思うのですが、宿泊代だとかお土産代を観光振興としてあげるのは、直観としては分かるのですが、普通は道路の話ですから道路を使った便益を挙げるべきで、明らかにそういうのは普通は二重計算になるわけです。基本的には、そういう売上は売上で観光業者のところにマーケットで表示されているわけですから。だからそういうのがゴチャゴチャになってくる可能性がある。そうすると、アンケートを使って消費者余剰を測るようなやり方が大分導入されてきているのですが、こういうのはやはり非常に大きく出る可能性があるわけですね。世帯数を掛けたりして。だから、その辺はやはり、どういうものをどういうふうにセッ

ティングするとどう変わるかという感度評価みたいなものを一回行われてチェックされた方がいいかと思うんです。どういう要素が効くのかを。

小林委員長：例えば、この関根地区が7割減ぐらいに、昨年の算定したB / C 4.16 が1.23まで落ちたことなどありました。

阿波田委員：修正すればそういうふうにはバツと変わってしまうわけですから。どういうのが効くのか、いろいろな要素がありますよね、例えば世帯数だとか。特にアンケート調査をやられる場合など、支払い意欲額みたいなものもあるでしょうし、世帯数もあるでしょうし。だからそれを構成する際にチェックをされた方がいいような気がする。

小林委員長：このくらい数値が浮いちゃうんだね。長谷川委員、どうぞ、専門家として。

長谷川委員：これは、ご相談を受けた時に武山先生と一緒に検討していただきまして、その時に注意をしたのは今のご指摘のとおりで、一つの事業、例えば1路線に何か事業が発生した時に、ダブルカウントになるような便益というのは避けたいと。少なくとも最小限こういうような成果は上がるんだという視点で整理しましょうというのが今回の便益の改善点だということです。ですから、前のこの上の方の表で見てくださいと分かりますように、例えば関根地区ですと、そこでは観光というのが大きな指標になっていたわけですが、そういうものの評価を見直したというのが下の今回の改善指標になっているということです。

小林委員長：徹底的に違いますよね。観光便益が桁が違って出てきていますね。武山委員、どうぞ。

武山委員：前はやはり、本当に合理的かと聞かれるとかなり苦しいところがあると思うのです。ただ、今回は逆に、質問されてちゃんと説明できる範囲ということでは収まると思います。かなりまだ控えめな部分はあると思います。特に、観光面のところは計算してもほとんどB / Cに影響が出ないくらいしか今はないので、これから、例えば新幹線が青森まで延伸して、それで新たに観光立県みたいなことを考えて道路整備をするとなると、この方法ではB / Cは出てこないと思うんですね。ですから、そういう部分については継続してもう少し検討していく必要があると思います。ただ、今回やった範囲であればそんなに過大なことはやっていませんということは確かに言えると思うのですけれども。果たしてこの先、半島部の道路などがきちんと整備できていくかということ、先行きはちょっと分かりませんが。

小林委員長：これは両刃の剣だと思います。地域振興のためには、ベネフィットの部分が表の上の方の平成16年度みたいに出てくると、だから公共事業というのは非常に重要だ、必要だという話が展開されるけれども、もし精度を高めるという視点になって、大義名分のもとにどんどん削っていくと、今度はベネフィットの部分が出てこなくなってくる。そうなれば、一体何のために公共事業をやっているんですかと、逆にそっちの方にどんどん応用されて、行政サイドとしては非常に難しい判断を求められます。だから数字の魔力というか、魔物というか。

阿波田委員：さっきのクマタカが住んでいるという時に、クマタカの保存の価値がね、こういうやり方でやれば、例えば400億円だとか出てくるわけです。そういった時に、そう

いうものが入ってきた時に、そういうのにはえらい慎重だけれども、こういう方向で便益として計算する時も当然慎重でなければいけないわけですよ。

小林委員長：そうですね。はい、足利委員、どうぞ。

足利委員：素人なんだけれども、一般的には、いわゆる辺地、後発の地域というのはB/Cはどうしても低い傾向にならざるを得ないと一般的に思います。ただ、全く道路のない所に道路を通したと、言わば砂漠に水を通すような大きい効果があると思います。だから、そういう場合をどのように捉えるかということだと思います。この辺は何か一工夫あってもいいのかなと、素人ながら思います。

実は県議会で費用対効果に関する一般質問があって、その質問はB/C、いわゆる費用対効果を尊重すると辺地地域の道路整備ができなくなるということでした。県当局の答弁は、あくまでもこれは一つの判断材料ですと。道路整備がどうかということは、費用対効果も含めての総合判断ですよという答弁がありましたけれども、やはり何となくこういう数字が優先的に取られ、地域の道路整備は遅れるのではないかなという懸念が消えないわけでございます。

それからもう一点は、これは地域振興の捉え方ですが、ここではイベント等の集客人員に絞っておりますけれども、さっきちょっと長谷川先生がおっしゃっていましたが、道路が良くなりましたと、企業がどんと来ましたと。ですから地域振興の狙いというのは所得格差を縮小すること、地域の潜在能力を発揮させるということになりますけれども、そういう意味では単にイベントの集客だけではなくて別の捉え方もあって、地域振興は非常に大きいものだけれども、何かその辺がよく分からないような気がするものですから、ちょっと阿波田先生をお願いします。

小林委員長：学術会議のシンポジウムみたいになってきましたね。

阿波田委員：確かに、今おっしゃられたように地域振興とか難しくて、基本的には地価も入れたりするわけですね、いろいろな地価の値上がりとか、そういうのを入れて、例えば地域振興の評価に使う。従来だと、いけないということが分かっているわけですが。と言うのは、そもそも公共投資で評価をする時に、要するに二重計算と言っているのはマーケットのどこかで評価されるものは含まないという意味ですから。例えば値上がりしますね、その分の便益は既に値上がりした土地の所有者が土地のマーケットできちっと額だけ得るわけです。そういう意味での二重計算ですね。だから、そうであっても何か地域振興を表すような評価として、例えばそういう地価を入れるのはある程度認めたりして、そういう評価をいろいろ作っているわけです。評価しにくいということで。だから、もともと評価が難しいものを何かの形で、マーケットが無いわけですから、何かバリューをつけなければいけないですね。それでアンケートでやったり、いろいろするのですけれども、そういう手法自体がまだきちっと確立していないから、おそらく大きくブレるのだと思います。

理論的なことを言えば、そういう支払いが伴わないとやっぱり信頼性に問題があって、皆ちゃんと自分がその言った金額をきちっと払うのであればおそらく変わってくると思うのですが、そういう好み、選考を堅持するののかどうかというのはいろいろな問題があるわ

けですね。だけでも、何かやっていかないとしょうがないのだけれども、安易に対応するとちょっとまずいことになる。

小林委員長：分かりました。本件について、何か他にご発言ありますか。武内委員、どうぞ。

武内委員：一枚目の表の一番左側の備考欄に、原単位、数字が載っているのがありますね。これは何か指針に例示として載っているような数字なんでしょうか。根拠をちょっと教えていただきたい。

道路課：「道路投資の評価に関する指針」の評価というのは、財団法人日本総合研究所から出ておりまして、その中に使っている単価です。先ほど阿波田先生からも出ましたけれど、CVMで求められたものです。

小林委員長：この数値は、総合研究所のガイドラインにあるのではないですか。他に何かありますか、よろしいですか。

それでは、先ほどのご説明にありますように、冬期間の部分の特殊性を勘案しながら、この冬に実際にデータを取ると、交通量のデータなども取ってきて、ただ今のような考え方、算定式でいかがかということで整理してみたいということでございます。それがまとまった段階で県のマニュアル、道路整備事業における青森県のB/Cのマニュアルというものをご提案したいということでございます。その過程において、またいろいろ各委員におかれては質問された場合にはご協力いただければということでございますね。

それでは、この件はこれでよろしゅうございますか。岡田委員、どうぞ。

岡田委員：先ほど訂正された通行の危険解消と異常気象の通行。これは何かとダブルカウントしていた、何かそんなようなことなのですか。

小林委員長：どうして間違っここに書いたんですかという質問ですけれど。

道路課：資料7の1ページ目の防災便益、右の方にいきますと算出方法があって、ここに複数回答する場合は、の順位で選定すると、一項目選定するというふうに今回しましたので、例えば右の方にの通行危険の原単位が30,300円、それから異常気象は36,000円と、大型車すれ違いが36,700円とあるんですが、複数になった場合にこの中の一項目を評価すると。そうしないと、これ全部やると累積されて非常に大きくなってしまふといういろいろご指導もございまして、確かにこれを全部行ってしまうとどんどん大きくなっていくケースがあるものですから、一番大きい順番に一項目選定するというようにしました。ですから、これを見ればどれが対象になって大きいかというのは今の状態で分かります。

小林委員長：大体大型車すれ違いですね、ということだそうです。はい、それでは青森県の道路事業における費用便益分析について、きちんと精度のいいものができればいいなということで、よろしく願います。

《現地調査》

小林委員長：それでは最後の議題でございますが、予て予定しておりましたように、7月30日、八戸市河原木地区を現地調査して詳細審議いたしましょうということで、事務局

に案を作ってもらいました。どうぞご説明ください。

事務局：それではお手元に配布しております第4回青森県公共事業再評価審議委員会（現地調査）について（案）、その次のページの現地調査行程図、この資料によりまして現地調査の概要についてご説明いたします。

期日は7月30日、土曜日を予定しております。場所につきましては、まず現地視察として整理番号31番、32番、33番の港湾事業の3地区、これはいずれも八戸市の河原木地区にございますが、ここを視察していただきまして、その後地元関係者からの意見の確認を八戸県土整備事務所の八戸港管理所において行うことを予定しております。この2枚目の地図で見ますと、八戸港に沿ってポートアイランド、それから31番、32番、少し内陸に入りまして33番、それから左側の方の八戸県土整備事務所八戸港管理所の順にバスでご案内申し上げます。

行程につきましては、八戸駅の西口から大型バスにご乗車いただき、JRの八戸駅到着時刻、青森からは9時54分、東京方面からは10時4分という八戸駅到着時刻を考慮いたしまして、10時20分に出発することを予定しております。現地視察はこの八戸駅前から大型バスで出発いたしまして、まず最初に31番の八戸港臨港道路整備事業から開始いたしますが、それに先立ちましてまずポートアイランドをバスの中から視察していただきたいと思っております。31番の八戸港臨港道路整備事業についての県の対応方針を中止とするに至った理由が、ポートアイランドへの企業の立地が進まず、そのために道路整備を推進すべき貨物量に達していないことでしたので、まずポートアイランドの現況をバスの中からご確認していただきたいと思っております。その後、臨港道路の途中で降りていただきまして、31番の臨港道路整備事業の現地において担当課から地区の概要について説明をさせていただきます。続きまして32番と33番の八戸港湾環境整備事業の地区につきまして、同様に現地でバスから降りていただきまして概要を説明いたします。説明時間は時間が限られていることございまして、1地区について担当課からの説明が10分、質疑応答が10分の計20分を予定しております。現地視察が終わりましたら八戸県土整備事務所八戸港管理所にバスで移動していただきまして昼食といたします。午後に入りまして、地元の関係者からの意見等の確認に入ります。時間は2時間程度を見込んでおります。その後、八戸駅からのJRの発車時刻が、青森方面は17時7分、東京方面は16時55分でございますので、この八戸港管理所からは16時には出発したいと考えております。

続きまして、地元関係者の選定につきましてご説明申し上げたいと思っております。地元関係者の選定につきましては、前回の委員会における委員の皆様方からのご意見を踏まえまして、それらを選考のポイントといたしまして現在も関係方面にあたって選定作業中でございますけれども、現時点での選定案としてご説明させていただきます。まず、地元行政の代表者としていたしましては、地元の地方公共団体の行政代表から1名、それから地域の将来展望を語る人と臨港道路関係者として地元企業関係者から計3名、八戸港の物流の見通しを語る人として貿易関係から1名、自然保護団体から1名、施設利用者としての港湾利用者から2名、合計8名を予定しております。

以上、現地調査につきまして、それから地元関係者の選定案につきまして申し上げます。

た。

小林委員長：このようなスケジュールを事務局が作ってくれたそうでございます。それで、各委員におかれましては、ちょっと復習をしておきたいんですけど、31番というのは担当課の方では中止したいということで調書が出ておりますね。それに対して、我々審議委員の方からは、中止した場合の産業振興上の影響は今後どうなるのかとか、それから中止の理由が計画当初のような物流が見込めないということがあったので、それは本当かなとか、具体的なデータを出してくれということが出ております。

地図を見てもらうと、現場は海の傍なんですけれど、31番の現場を見てもらいます。そういう形でここは中止になったところであるという観点で、地元行政というから多分これは市役所かと思うのですけれど、それと受益者となっている臨港道路を使っている企業の方。それから物流問題で将来どうなんでしょうということを語る人に意見確認を行うということです。この31番についてさらに何かこういうことを聞きたいとかでもあれば、今ここで言って頂いてもいいし、後ほど事務局の方から各委員の方々に照会しましょうか。来ていただく方に何を質問されるのか分からないでこられても困るんだから。事務局としたらその方がいいでしょう。

事務局：はい。あらかじめ、委員の皆様の方に現地調査の際に地元関係者の方々にどういったことをお聞きになられたいか、それを照会させていただきたいと思っております。

小林委員長：そちらでまとめてくれて、それを来てくれる現地の方々に事前にこういうことについてお尋ねしますということをおっしゃってください。

事務局：はい、そうします。

小林委員長：そういうことなんだそうで、31番は特にこれ中止ですから、この事業を中止した時に、さっきのダムの話と同じで、地元はどうでしょうかね、という話でしょうけれども。よろしゅうございますか。3つほど31番に丸がついていますけれど、こういうことで来てもらいたいということです。以前のこの委員会のディスカッションでは、先ほど言ったように中止した場合の産業振興上の影響はどうなんだとか、物流の見込みは今後どうなんだとかという話ぐらいは出ていましたけれど、その他のことでもしあれば事務局から問合せがいくそうですから、それにお答えいただければ有難いと思います。何かここで、31番についてありますか。

引き続き32番ですが、今、私は手元の資料を見ているのですけれど、足利委員がさかんに緑地というものは災害の、防災の避難場所という位置付けでやっているわけだけれども、その時にいろいろ問題が、例えば液状化とか、あるいは人が集まってくるということについての、あるいは津波とか、そういうことについてどうなんでしょうということを前にお尋ねになっていたと思うんですね、これが32番です。

33番というのは海辺じゃなくて、ちょっと内側、この絵を見ていただくと分かるのですが、ここは実は新しい集客地域と言うのが、新しく造ったピアドゥという商業地域で、ヨーカドーが中心となってそこに新しく集めているところなんですけれど、その緑地化の話です。その辺の開発と、それから商業の整備ということについて、あの時は議論になっていました。

他にも何か質問をしておきたいということがありますか。それで 32 番の方では 5 人ほどいますね、これを見ると。33 番にも 5 人ほど来ていただくように交渉しているということらしいです。何かありますか、足利委員、どうぞ。

足利委員：今回、県で考えているいわゆる港湾の活性化、緑地の整備による交流機会の増大。それから商業との一体化。災害時の避難緑地の確保。この辺が柱になっておりますけれども、中核はやっぱり商業との一体化による港町づくり、この辺だと思えますけれども、そういう意味では商業関係者、利用者ですかね、この中に入っていただければいいんですけども、商業の関係の一人ぐらい入った方がいいような気がしますけれども、どんなものでしょうかね。

小林委員長：これは、地元企業というところにそういう方、これ二人来るんでしょう。地域の将来展望というのは、やっぱり商業無くしてあの辺はないんだろうから、そっちの方から選んでくれるんじゃないのかな。

事務局：商業関係の人で地域の将来展望を語れる人、そういう人を考えています。

小林委員長：今の足利委員のご要望のような方が人選されて、この地域の将来展望というところの 카테고리 に入ってくるのではないのでしょうかね。

他にどうぞ、ご発言。長谷川委員、どうぞ。

長谷川委員：行程の中の（ 8 ）ですけれど、意見をお伺いしたりするのが 2 時間となっておりますが、31 番から 33 番まで、2 時間を 3 刻みにされて行うのですか。

小林委員長：どうしましょう。今のところ全然考えてない。

長谷川委員：少なくとも 31 番の事業は、32 番、33 番と対応方針も大きく異なっているわけですから、その意味では 31 番の関係者だけの場が用意されていた方がよろしいように思いますけれども。

小林委員長：別途ね。止めるということだから。

長谷川委員：ですから、31 番の協議をした後に、続いて 32 番、33 番というのか、その辺のこともご検討いただけると。

小林委員長：今、長谷川委員の主旨は、少なくとも 31 番は中止ということなので、中止した上で一体どうのこうのという議論ですね。

長谷川委員：同じくウォーターフロントと言いますか、八戸港の関係整備ではありますけれども、趣旨が 32 番、33 番と相当違っているわけですから、その意味で 31 番の事業の時に 32 番、33 番の方が一緒に加わっている必要も逆に言えないと感じますけれども。

小林委員長：そうですね。どうですか今のご提案。そのように事務局にお願いしましょうかね。じゃあ、ご面倒でもダブルキャスト、集合時間をずらすとか、あるいはどこか別室でお待ちいただくということで、時間配分はどうなるのかな、32 番と 33 番は一緒にでもいいですね、一緒に議論しても。

長谷川委員：私はそう思います。似た話ですすし。

小林委員長：緑地を造るという話ですね。じゃあ 31 番だけちょっと切り離して先にやりましょうか。そんなふうにタイムスケジュールをお考えいただけますか。

事務局：はい、分かりました。

小林委員長：他に何かご発言ありますか。

あと附帯意見をということの前から言っていましたよね。2カ所ありましたね、荒川地区の鉾毒対策事業と、それから青森の都市公園事業。それから今日の中村ダムについても附帯意見を述べることに決まりました。今のところ3カ所ぐらい附帯意見があるので、ちょっといろいろ考えて、案を私委員長の方で作って各委員に事前に見ていただきます。事務局、そういうことでよろしゅうございますか。それではどうぞ、お返しします。

4 閉会

司会：本日もまたいろんな面倒な問題・課題、ご熱心にご審議いただきましてありがとうございました。次回もまた、今話に出たように土曜日、休みの日でございますけれども、よろしく願いを申し上げます。

それでは本日はこれをもって閉会といたします。ありがとうございました。